

四日市市学校給食センター処務規程を次のように定める。

令和5年3月22日

四日市市教育長 廣瀬琢也

四日市市学校給食センター処務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四日市市学校給食センター(以下「センター」という。)の処務について必要な事項を定めるものとする。

(所管)

第2条 センターは、教育委員会事務局学校教育課の所管とする。

(職員)

第3条 センターに所長その他必要な職員を置くことができる。

(分掌事務)

第4条 センターの分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) センターの運営に関する事。
- (2) センターの維持管理に関する事。
- (3) センターの利用に関する事。
- (4) センターの庶務に関する事。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、センターの事業に関する事。

(専決)

第5条 所長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、上司の決裁を受けるものとする。

- (1) 職員の休暇及び欠勤に関する事。
- (2) 職員の時間外勤務命令、休日勤務命令並びに勤務時間等の振替及び変更に関する事。
- (3) 職員の市内及び市外出張命令並びに復命に関する事。
- (4) 定例の報告等に関する事。
- (5) 前各号に準ずる軽易な事務に関する事。

(補則)

第6条 センターの処務については、この規程に定めるもののほか、四日市市教育委員会事務局処務規則(昭和39年四日市市教委規則第10号)によるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会学校教育課)

<議案参考資料>

議案第13号 四日市市学校給食センター処務規程の制定について

1 制定の背景

令和5年度組織・機構の見直しに伴い、学校教育課の中間組織として「学校給食センター」の設置が認められたことによりそれに必要な規程を制定するものである。

2 内容

学校教育課の中間組織として「学校給食センター」を置く。

3 施行期日

令和5年4月1日